

電話番号の犯罪利用対策等に係る
電気通信番号制度の在り方

一次報告書

令和 7 年 10 月 3 日

情報通信審議会
電気通信事業政策部会
電気通信番号政策委員会

目 次

第1章	はじめに	1
第2章	検討の背景	2
	1. 電気通信番号制度の概要	
	2. 電気通信番号制度の見直し	
第3章	検討事項等	6
	1. 検討事項	
	2. 電話番号の特殊詐欺への利用の実態等	
第4章	検討の方向性	8
	1. 規律の対象となる電気通信番号の種別	
	2. 申請者の役務継続性を審査するための申請書類	
	3. 提供する電気通信役務が詐欺罪等に利用されるおそれが高い者の要件	
	4. 電気通信番号使用計画の認定の有無の確認方法	
	5. 役務の継続性があると認められる基準及びその確認方法	
	6. 役務の継続性の確認義務の適用除外となる提供番号数	
	7. その他	

第1章 はじめに

現行の電気通信番号制度では、令和元年に施行された電気通信事業法（昭和59年法律第86号）の改正（電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律（平成30年法律第24号））により、電気通信番号を使用して電気通信役務を提供する全ての事業者は、総務大臣から電気通信番号使用計画の認定を受けることが義務付けられている。

近年、電気通信番号を用いた特殊詐欺が社会的な課題になっており、総務大臣から電気通信番号使用計画の認定を受けた事業者が特殊詐欺に使われると知りながら電話回線を提供したとして、詐欺幫助の罪で逮捕・起訴され、実刑判決に至った例が顕在化している。

総務省では、令和6年11月の情報通信審議会「IP網への移行等に向けた電気通信番号制度の在り方」最終答申を踏まえ、令和7年5月に成立した電気通信事業法の改正（電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号。以下「令和7年改正法」という。））により、以下を主な内容とする電気通信番号制度の見直しを行った。

- ① 電気通信番号使用計画の認定の欠格事由に詐欺罪等により刑に処せられた者等を追加
- ② 電気通信番号使用計画の認定の基準に申請者の役務継続の見込み等を追加
- ③ 卸元事業者に対する卸先事業者の認定の有無等の確認義務の創設

「電話番号の犯罪利用対策等に係る電気通信番号制度の在り方」は、令和7年6月17日に、総務大臣から情報通信審議会に対し諮問され、令和7年改正法の施行に向けた下位法令の整備等について、電気通信番号政策委員会において検討が進められてきた。

令和7年改正法は、電話番号の犯罪利用対策以外の内容も含む広範な制度改正であるところ、本報告書は、一次報告書として、主に電話番号の犯罪利用対策に関して、下位法令の整備の方向性について、とりまとめを行ったものである。

第2章 検討の背景

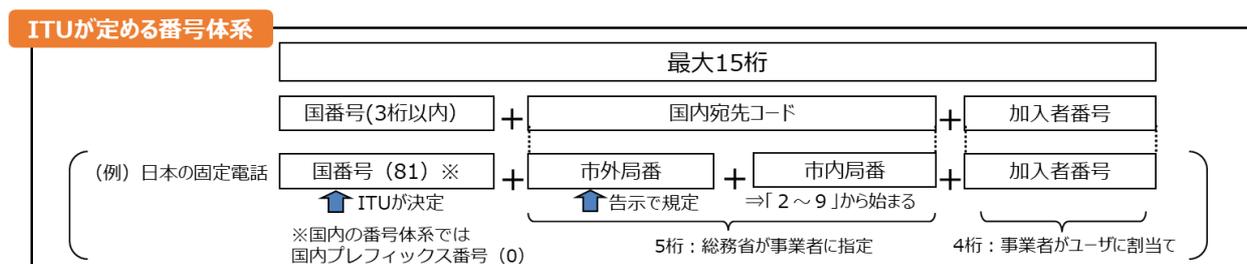
1. 電気通信番号制度の概要

1. 1 電気通信番号の体系

電気通信番号は、ITU（国際電気通信連合）が定める国際的なルールにより桁数等の制約がある有限希少な資源であり、各国が配分や使用の手続を定めている。我が国においては、総務省が電気通信番号を管理しており、必要に応じて、事業者に電気通信番号を指定している。

電気通信番号は、これまで主に通話サービスに利用されてきたが、現在、その用途は徐々に拡大しSMS等の多様なサービス等にも利用されている。これらのサービスは国民の社会経済活動を支える基盤となっており、電気通信番号はそれらを構成する上で必要な要素となっている。最近では、IoTの普及等により、電気通信番号のニーズはさらに高まっている。

図表1 電気通信番号の体系



国内の番号体系	主な電気通信番号（利用者設備識別番号 [※] ）の種類	桁数																
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14			
	固定電話番号	0A~J番号	0	A	B	C	D	E	F	G	H	J						
	付加的役務電話番号 →着信課金サービス(0120)等	0AB0番号	0	1	2	0	D	E	F	G	H	J						
	データ伝送携帯電話番号 (0200(14桁)/020C(11桁))	0A0番号	0	2	0	0	D	E	F	G	H	J	K	L	M	N		
	音声伝送携帯電話番号(090/080/070/060)		0	2	0	C	D	E	F	G	H	J	K					
	特定IP電話番号(050)		0	9	0	C	D	E	F	G	H	J	K					
			0	5	0	C	D	E	F	G	H	J	K					

※ 利用者設備識別番号とは、利用者の端末設備を識別するために使用する電気通信番号（電気通信事業法第50条第2項第1号イ）。利用者設備識別番号以外の電気通信番号（同号ロ）として、事業者設備等識別番号（事業者設備識別番号（00XY）や緊急通報番号（110/118/119）、付加的役務識別番号（1XY（消費者ホットライン（188）、児童相談所全国共通ダイヤル（189）等））等を規定している。

1. 2 電気通信番号制度の概要

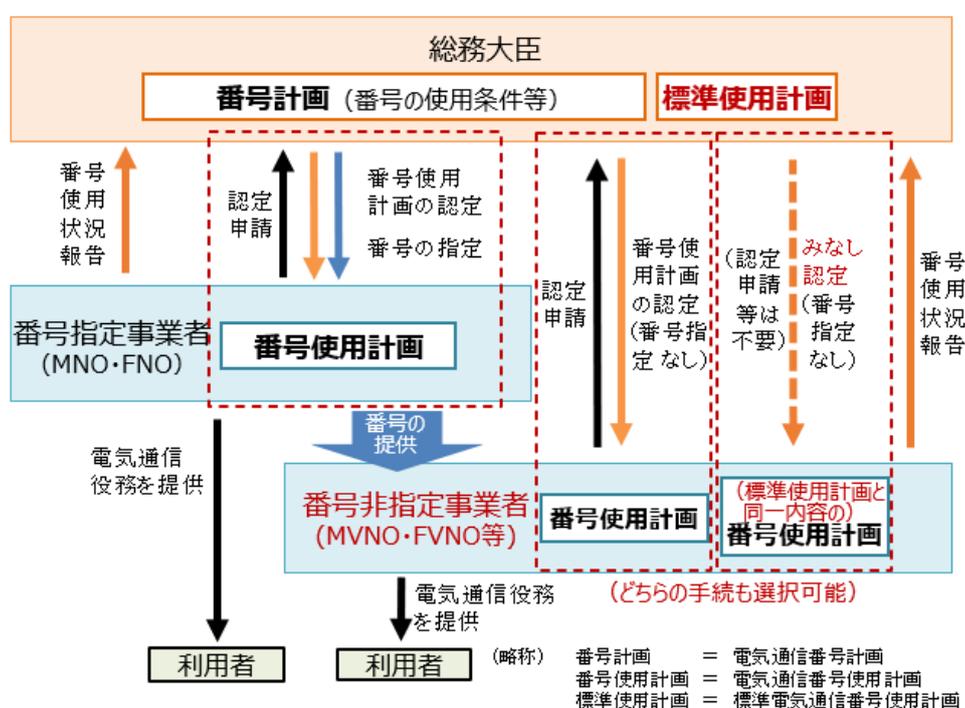
現行の電気通信番号制度では、令和元年に施行された電気通信事業法の改正により、電気通信番号を使用して電気通信役務を提供する全ての事業者は、総務大臣から電気通信番号使用計画の認定を受けることが義務付けられている。

当該認定を受ける形態としては、① 電気通信番号使用計画を作成し、総務大臣から認定を受けるとともに、電気通信番号の指定も受ける場合（このような場合の事業者を「指定事業者」という。）、② 電気通信番号使用計画を作成し、総務大臣から認定を受けるが、

電気通信番号については他の事業者から提供を受ける場合（このような場合の事業者を「非指定事業者」という。）、③ 総務大臣が定めて公示する標準電気通信番号使用計画と同一の電気通信番号使用計画を自ら作成し、認定を受けたとみなされる場合（このような場合の事業者を「みなし認定事業者」という。）の3つがある。

電気通信番号の管理の一環として、総務大臣は、認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。なお、みなし認定事業者も含む。）から、毎年、電気通信番号の使用状況の報告を受けており（電気通信事業報告規則（昭和63年郵政省令第46号）第8条）、この報告に基づき、総務省では、認定事業者のリストを作成し、総務省のホームページで公表している。

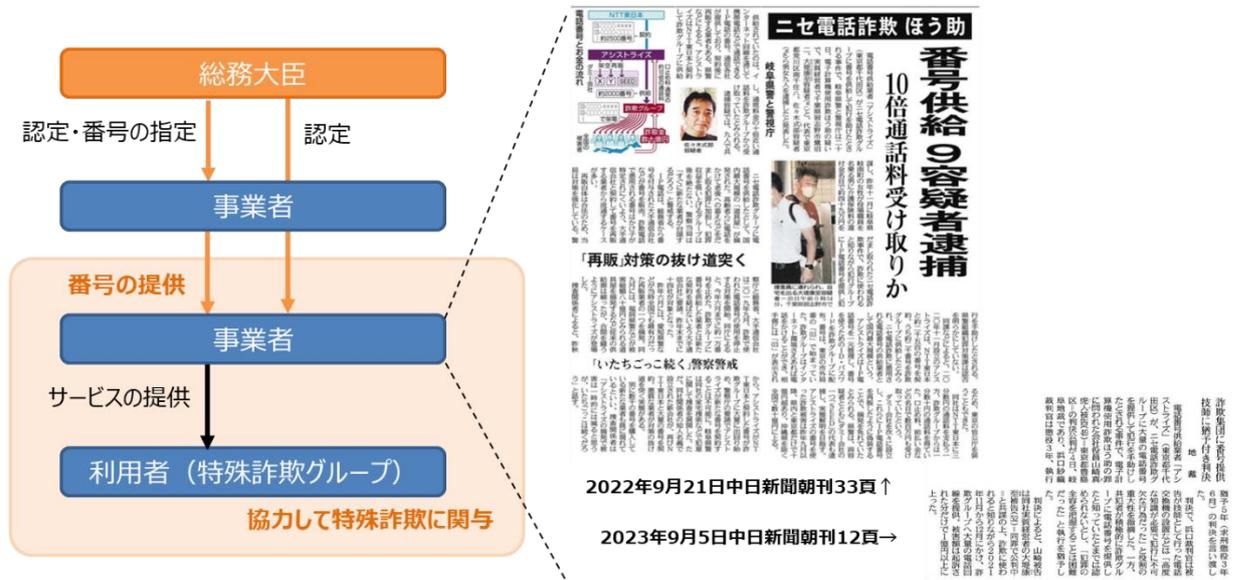
図表2 手続のイメージ



2. 電気通信番号制度の見直し

令和元年の施行から約5年が経過し、近年では、電気通信番号を用いた特殊詐欺が社会的な課題になっており、総務大臣から電気通信番号使用計画の認定を受けた事業者が特殊詐欺に使われると知りながら電話回線を提供したとして、詐欺幫助の罪で逮捕・起訴され、実刑判決に至った例が顕在化している。

図表3 事業者が特殊詐欺に関与するケース



しかし、これまでの制度では、認定の申請を受けようとする事業者が特殊詐欺の実刑を受けていたり、事後的に認定事業者が特殊詐欺の実刑を受けたとしても、それだけでは欠格事由や認定基準の違反とはならず、認定の取消しも含めて電気通信事業法上の対応が行えない状況であった。

このような状況を踏まえ、令和6年5月2日に総務大臣から情報通信審議会に諮問された「IP 網への移行等に向けた電気通信番号制度の在り方」の中で電気通信番号の犯罪利用対策について検討が行われ、同年11月11日に電気通信番号制度の見直し等を内容とする最終答申が取りまとめられた。

図表4 「IP 網への移行等に向けた電気通信番号制度の在り方」最終答申の主な内容

現行の電気通信番号制度については、以下の見直しを行い、対策を着実に講じていくことが適当。

- ① 欠格事由関係
 - 特殊詐欺として立法事実のある犯罪（窃盗、詐欺及び電子計算機使用詐欺）及び認定の取消しを受けた者を追加する。
 - 欠格事由に該当しないことを誓約する書面の提出を求めるとともに、電気通信事業報告規則第8条に基づく電気通信番号の使用状況報告の際に、欠格事由の該当性の有無について報告を求める。
- ② 事業者の取組関係
 - 電気通信番号（固定電話番号、音声伝送携帯電話番号及び特定IP電話番号）を使用した卸電気通信役務を提供する際、既存の卸先事業者を含め全ての事業者に次の取組を行うことを義務づける。
 - ・電気通信番号使用計画の認定を受けていることの確認
 - ・電気通信番号提供数の制限（ただし、事業継続可能性等の電気通信番号の効率的な使用が客観的に判断できる場合については、制限の例外とする。）
- ③ 認定基準関係
 - 認定基準に義務づけられる取組が適切に講じられることを追加する。
 - 当該取組が適切に講じられているか容易に確認できるよう、電気通信番号の使用状況報告に係る制度を見直し。

見直しの具体化にあたっては、関係事業者等と連携の上、電気通信事業の発展と電気通信番号の有限資源性のバランスを図りながら検討を行うこととし、着実に運用していくことが重要。

総務省では、この「IP 網への移行等に向けた電気通信番号制度の在り方」最終答申（令和 6 年 11 月 11 日）（以下「令和 6 年答申」という。）を踏まえ、令和 7 年 5 月に成立した令和 7 年改正法により、以下を主な内容とする電気通信番号制度の見直しを行った。

① 欠格事由の追加

電気通信番号使用計画の認定の欠格事由に次の事由を追加。

- ・特殊詐欺として主に検挙されている刑法犯（詐欺、電子計算機使用詐欺等の刑から 2 年を経過しない者）
 - ・電気通信番号使用計画の認定の取消しを受けて 2 年を経過しない者
- また、あわせて、当該認定の申請書類に、欠格事由に該当しない旨の誓約書を追加した。

② 認定基準の追加

犯罪捜査から免れるため短期間で休業状態になるような者や特殊詐欺に関する窃盗（受け子等）の罪を犯した者を排除するため、電気通信番号使用計画の認定における申請者の基準として次の要件を追加。

- ・役務の継続的な実施が見込まれること
- ・その提供する役務が詐欺罪等に利用されるおそれが高くないこと

③ 事業者への義務付け

一般的に、特殊詐欺に使用される電気通信番号が卸電気通信役務の提供を受ける事業者から供給されているという実態を踏まえ、事業者が他の事業者に出先電気通信役務を提供する場合に次の取組を行うことを義務付け。

- ・出先電気通信事業者に対して電気通信番号使用計画の認定を受けているか確認すること
- ・一定以上の番号数を提供する場合には、出先電気通信事業者の役務継続性を見込みを確認すること

①については、改正法の公布の日（令和 7 年 5 月 28 日）に既に施行しており、今後、公布の日から 1 年以内とされる②及び③の施行に向けて、下位法令の整備等を行う必要がある。

第3章 検討事項等

1. 検討事項

令和7年改正法について、法律から委任された総務省令を含む下位法令を整備し、見直し後の電気通信番号制度を確実に運用するため、主に以下の事項について検討を行った。

<認定基準の追加関係>

① 規律の対象となる電気通信番号の種別

電気通信番号使用計画の認定時に「申請者の役務継続性」が認定基準として追加されたところ、この基準が適用される電気通信番号の種別を何にすべきか。

② 申請者の役務継続性を審査するための申請書類

電気通信番号使用計画の認定時に「申請者の役務継続性」が認定基準として追加されたところ、認定の審査において申請者の役務継続性を確認するために、申請者にどのような書類の提出を求めることとするか。

③ 提供する電気通信役務が詐欺罪等に利用されるおそれが高い者の要件

欠格事由によって典型的に認定から排除すべき者がある一方で、行為の具体的な態様や結果の重大性を勘案して認定から排除すべきかどうかを判断できるよう、「その提供する電気通信役務が詐欺罪等の罪に当たる行為に利用されるおそれが高い者の要件として総務省令で定める要件」が申請者の認定基準として追加されたところ、この要件をどのように定めるべきか。

<卸元事業者への義務付け関係>

④ 電気通信番号使用計画の認定の有無の確認方法

電気通信番号を使用した卸電気通信役務の契約を締結・更新する場合、卸元事業者は、卸先事業者の電気通信番号使用計画の認定の有無を確認しなければならないこととされたところ、その確認方法をどのように定めるべきか。

⑤ 役務の継続性があると認められる基準及びその確認方法

電気通信番号を使用した卸電気通信役務の契約を締結する場合、卸元事業者は、卸先事業者の役務の継続性の有無を確認しなければならないこととされたところ、役務の継続性があると認められる基準及び確認方法をどのように定めるべきか。

⑥ 役務の継続性の確認義務の適用除外となる提供番号数

卸提供される番号の数の上限がどの程度であれば、卸先事業者の役務継続性の確認義務の適用除外としてもよいか。

<その他>

⑦ その他

その他、電話番号の犯罪利用対策以外にも広範な改正事項を含む令和7年改正法の内容と整合を図り、令和7年改正法を着実に執行するため、必要な事項の検討を行う。

2. 電話番号の特殊詐欺への利用の実態等

電話番号の特殊詐欺への利用の実態及び電話番号の犯罪利用対策として実施している取組について、警察庁及び一般社団法人電気通信事業者協会にヒアリングを行ったところ、以下のような紹介があった。

<警察庁>

- 令和6年の特殊詐欺の被害額は約718億円で、過去最悪であった平成26年の約566億円を大きく上回っている。
- 特殊詐欺に使用される番号種別としては、固定電話番号、音声伝送携帯電話番号、特定IP電話番号など、様々に変遷をしている。悪用が確認される都度、本人確認義務や利用停止スキーム等での対策を講じているが、いたちごっことなっている状況。
- 令和3、4年については、数社の悪質事業者が多数の電話番号を保有する状況だったが、令和5年に利用停止スキームに在庫番号一括利用停止の措置を追加したことで、それ以降は小規模な悪質事業者が多数現れる状況が生じている。
- 特殊詐欺等の実行犯への犯行ツールとしての電話番号の提供を目的として参入を図る事業者に対して、電話番号が販売されないよう、実行性のある仕組みの構築が必要。
- 犯行に関与する悪質事業者を見分けるため、警察による捜査とともに、所管省による立入調査等の行政処分を積極的に推進するなど、市場の健全性確保に向けた環境の構築が必要。

<一般社団法人電気通信事業者協会>

- 「オレオレ詐欺等対策プラン」（令和元年6月25日犯罪対策閣僚会議決定）において、「特殊詐欺に利用された固定電話番号の利用停止をはじめとする実効性のある対策を講じる」とされたことを受け、特殊詐欺に利用された固定電話番号の利用停止等の運用・検討等のため、令和元年9月に部会を設置し、活動中。
- 総務省からの通知に基づき、特殊詐欺対策検討部会に参加する会員事業者は、県警等からの要請に応じ、特殊詐欺に利用された固定電話番号等の利用停止や悪質な利用者への新たな固定電話番号の提供拒否等を実施。
- 関係機関等と連携した取組により、特殊詐欺に利用された固定電話番号等の悪用への対策に寄与。

(参考) 令和6年末までの利用停止等の件数

- ・ 固定電話番号：13,972件
- ・ 050IP電話番号：11,588件

第4章 検討の方向性

1. 規律の対象となる電気通信番号の種別

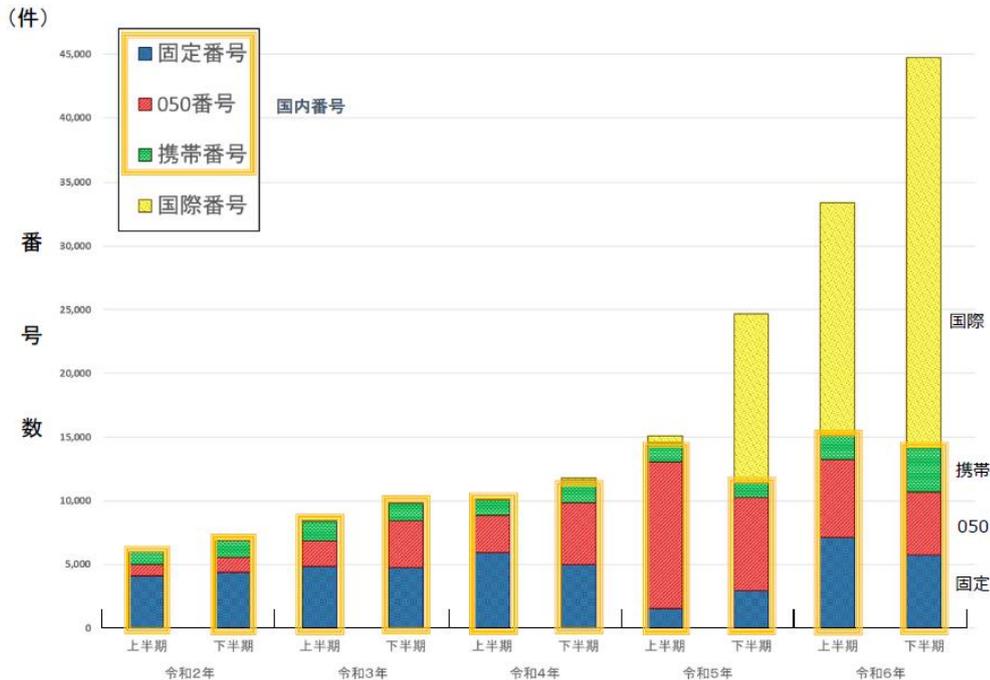
令和7年改正法においては、電気通信番号使用計画の認定時に「申請者の役務継続性」が認定基準として追加された。当該基準が適用される電気通信番号の種別については、電気通信役務を利用した詐欺罪等の罪に当たる行為の発生状況を勘案して総務省令で定めることとしている。

なお、この総務省令で定める電気通信番号の種別は、後述の卸元事業者への確認義務の対象となる電気通信番号の種別にもなる。

令和6年答申では、事業者を求める取組（卸先事業者が電気通信番号使用計画の認定を取得していることの確認）の対象となる電気通信番号の種別について、「特殊詐欺への悪用が一定数存在する固定電話番号、特定IP電話番号及び音声伝送携帯電話番号を対象とすることが適当である。」とされている。

令和6年答申以降も、特殊詐欺に利用された電気通信番号種別の推移について、その傾向に大きな変化はないことから、固定電話番号、特定IP電話番号及び音声伝送携帯電話番号を対象とすることが考えられる。

図表5 特殊詐欺に犯行利用された番号種別の推移



これについて、関係事業者等にヒアリングを行ったところ、規律の対象となる電気通信番号の種別について、全ての事業者から賛成の意見が得られたことから、総務省において、

音声伝送携帯電話番号、固定電話番号及び特定 IP 電話番号を規律の対象となる電気通信番号の種別とする方向で検討を進めることが適当である。

また、必要に応じ、今後も、特殊詐欺に利用される番号種別の推移を踏まえた見直しを行うことが望ましい。

2. 申請者の役務継続性を審査するための申請書類

令和 7 年改正法において、総務省令で定める番号種別に係る電気通信番号使用計画については、「申請者の役務継続性」が認定基準として追加された。

総務省において申請者の役務継続性を確認するため、電気通信番号使用計画の認定の申請書類として、これまでの事業実績や今後の事業計画等に関する書類の提出を求め、需要見込みや資金計画等について審査することが考えられる。

これについて、関係事業者等にヒアリングを行ったところ、以下のような意見があった。

<事業者からの意見>

- 電気通信番号使用計画の認定申請について、変更認定の申請の場合は、役務継続性の審査を簡素化／省略すべき。
- 役務継続性の判断基準等について透明性を確保すべき。

(申請書類に関する意見)

- 申請書類が、過度な負担とならないようにすべき。
- 申請書類の様式の明確化が必要。
- 上場企業は決算報告書や有価証券報告書等、公開情報で申請書類とみなしてほしい。
- 提出する事業計画等の書類は総務省限りとし、開示請求等においても非開示とすべき。

<構成員からの意見>

- 変更認定の申請については一定程度簡素化できると思うが、完全に省略はすべきでない。悪意を持った者が既存事業者を乗っ取って申請をするといったケースを確認できるようにすべき。
- 上場するか否かの判断は経営判断であり、上場しない理由も様々であることも踏まえると、上場企業のみ公開情報をもって申請書類とみなすというのは、非上場企業との間で不公平ではないか。

電気通信番号使用計画の認定の申請書類や審査の観点について、大きな異論はなかったことから、総務省においては、電気通信番号使用計画の認定の申請書類として、具体的に、これまでの事業実績や今後の事業計画等に関する書類の提出を求め、需要見込みや資金計画等について審査することを明確化する方向で検討を進めることが適当である。

なお、複数の事業者から、変更認定の申請の場合は、役務継続性の審査を簡素化／省略すべきという意見が提出された。この点について、構成員からは、悪意を持った者が既存事業者を乗っ取って変更認定申請をするといったケースも想定され、完全に省略すべきではないという意見があった。

これらを踏まえ、総務省においては、認定申請時に加え、変更認定申請時においても、役務継続性に係る審査を行うことが適当である。その上で、申請者の負担も勘案し、変更

認定時の申請の簡素化及び審査の実効性担保の観点から、申請書類を必要最小限とする方向で、具体化の検討を進めることが適当である。

また、上場の有無に応じた申請書類については、認定申請における役務継続性の審査に必要な情報を網羅的に迅速に収集する観点から、差異を設けず、同一の申請書類とする方向で検討を進めることが適当である。

3. 提供する電気通信役務が詐欺罪等に利用されるおそれが高い者の要件

令和7年改正法においては、詐欺罪や電子計算機使用詐欺罪を一律に電気通信番号使用計画の認定の欠格事由とする一方で、窃盗罪については、電気通信番号を使用した特殊詐欺とはおよそ関係ない軽微な万引き等も含まれることから、一律に欠格事由として規定するのではなく、申請者の認定基準として、「その提供する電気通信役務が詐欺罪等の罪に当たる行為に利用されるおそれが高い者の要件に該当しないこと」を審査することで、窃盗罪に当たる行為の態様等を勘案して認定を拒否しうることにしている。

このような立法趣旨に鑑み、「その提供する電気通信役務が詐欺罪等の罪に当たる行為に利用されるおそれが高い者の要件」としては、まずは、いわゆる「受け子」のように、電気通信番号を使用した特殊詐欺を端緒として窃盗罪（累犯を含む。）により処罰された者を総務省令で規定することが考えられる。

その他、電気通信番号使用計画の認定の取消しを受けた法人の当時の役員についても、当該役員が認定の取消し後すぐに新たな別法人を立ち上げて認定申請をするような場合を排除するため、「その提供する電気通信役務が詐欺罪等の罪に当たる行為に利用されるおそれが高い者の要件」として総務省令に規定することが考えられる。

図表6 特殊詐欺等の検挙件数の推移

罪名等		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
特殊詐欺	検挙件数(件)	7,424	6,600	6,640	7,212	6,576
	検挙人数(人)	2,621	2,374	2,458	2,455	2,274
詐欺・電子計算機使用詐欺	検挙件数(件)	4,833	4,639	4,507	5,296	5,107
	検挙人数(人)	1,907	1,777	1,915	1,962	1,901
窃盗	検挙件数(件)	2,591	1,961	2,133	1,916	1,469
	検挙人数(人)	714	597	543	493	373
組織的犯罪処罰法違反	検挙件数(件)	147	124	137	356	692
	検挙人数(人)	22	29	18	127	254

※ 詐欺・電子計算機使用詐欺：オレオレ詐欺、預貯金詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺、その他の特殊詐欺
窃盗：キャッシュカード詐欺盗

出典：特殊詐欺の認知・検挙状況等について（令和6年1月～12月）（警察庁）

これについて、関係事業者等にヒアリングを行ったところ、以下のような意見があった。

<事業者からの意見>

(規律の内容に関する意見)

- 賛同。

- また、過度に広範な要件とならないよう、特殊詐欺に係るものに限定すべき。

(運用に関する意見)

- 特殊詐欺に電気通信番号が悪用されないよう、積極的に運用されるべき。
- 不正行為にどの程度関与していたかについては、個別の事実関係を丁寧に確認し、適切な判断を行う必要がある。

<構成員からの意見>

(特になし)

全ての事業者から賛同の意見が得られたことから、総務省において、電気通信番号を使用した特殊詐欺を端緒として窃盗罪（累犯を含む。）により処罰された者及び電気通信番号使用計画の認定の取消しを受けた法人の当時の役員を規定する方向で検討を進めることが適当である。

また、総務省において、適切に運用を行い、必要に応じ、今後も、電話番号を利用する特殊詐欺の態様等の変化にあった見直しを行うことが望ましい。

4. 電気通信番号使用計画の認定の有無の確認方法

令和7年改正法において、電気通信番号を使用した卸電気通信役務の契約を締結・更新する場合、卸元事業者は、卸先事業者の電気通信番号使用計画の認定の有無を確認しなければならないこととされた。

卸先事業者の電気通信番号使用計画の認定の有無については、

- 卸先事業者が総務省から電気通信番号使用計画の認定を直接受けている事業者である場合には、当該事業者から認定証の提示を受けること
- 卸先事業者がみなし認定事業者である場合には、当該事業者が作成した標準電気通信番号使用計画及び当該事業者の電気通信事業者としての登録証・届出証の提示を受けること

によって確認をすることが考えられる。

なお、その場合、現在、電気通信番号使用計画の認定証には、認定番号や認定を受けた電気通信番号の種別等の情報が記載されていないため、卸先事業者の確認の正確性の担保の観点からも、認定証の様式について見直しが必要と考えられる。

これについて、関係事業者等にヒアリングを行ったところ、以下のような意見があった。

<事業者からの意見>

- 総務省ホームページの認定事業者の公表リストにより、電気通信番号使用計画の認定の有無を確認する方法を認めてほしい。
- 認定証の見直しに強く賛同。番号種別だけでなく番号種別ごとの役務の種類、卸元事業者名を記載すべき。また、事業者コードを割り当て、事業者の契約や相手先確認、申請、報告等の手続きにおいて確実に運用したい。

<構成員からの意見>

- 総務省ホームページの認定事業者の公表リストの確認ではなく、認定証の提示を受ける方法によるとしたとしても、大きな負担になるとは思われない。

一部事業者からは、総務省ホームページに公表されている認定事業者のリストの確認により代替したい意見があったものの、

- 卸先事業者から書面の提示を受けることにより、確認の証憑を残すことが可能であること
- 書面の提示を受ける確認方法が事業者に対して著しく負担になるとは考えられないこと
- 総務省ホームページの更新の即時性に限界があること

から、総務省においては、卸先事業者から書面の提示を受けて確認する方法を規定する方向で検討を進めることが適当である。

併せて、認定証の様式について、書面での認定証を用いた確認が可能となるよう、必要な見直しを行う方向で検討を進めることが適当である。

5. 役務の継続性があると認められる基準及びその確認方法

令和7年改正法において、電気通信番号を使用した卸電気通信役務の契約を締結する場合、卸元事業者は、卸先事業者の役務継続性の有無を確認しなければならないこととされた。

卸元事業者は、卸先事業者の役務継続性について、以下のいずれかを確認することとされている。

- a. 電気通信事業その他の事業を総務省令で定める期間以上継続して行っていること
- b. 役務の提供が継続的に行われると見込まれるものとして総務省令で定める要件を満たすこと

(a. 事業継続期間)

令和6年答申においては、「卸先事業者が電気通信事業を含む業に係る製品・サービスの提供を6ヶ月以上行っていると確認できる場合」が、役務継続可能性のひとつの基準とされている。このような過去の議論を踏まえ、総務省令で定める事業継続期間としては「6ヶ月」とすることが考えられる。また、その確認方法としては、サービスの継続期間が確認可能な契約書や料金請求書等の提示を受けることが考えられる。

これについて、関係事業者等にヒアリングを行ったところ、事業継続期間（6ヶ月）及びその確認方法について、全ての事業者から異論がなかった。

そのため、総務省において、役務継続性があると認められる基準としての事業継続期間を「6ヶ月」と規定する方向で検討を進めることが適当である。また、事業継続期間の確

認方法についても、サービスの継続期間が確認可能な契約書や料金請求書等の提示を受けることを規定する方向で検討を進めることが適当である。

そして、確認方法として認められる文書等の具体的な内容については、ガイドライン等により明確化する方向で検討を進めることが適当である。

(b. その他の要件)

事業継続期間によらず役務継続性があると見込まれる要件について、まず、令和7年改正法においては、電気通信番号使用計画の認定の基準として、申請者の役務継続性を確認することとされたことから、

① 令和7年改正法施行後に総務省から電気通信番号使用計画の認定を直接受けている場合

については、その事実を確認することにより、役務継続性の確認とすることが考えられる。

また、新規参入事業者について、事業継続期間によらず役務継続可能性があるものと判断できる場合としては、例えば、

② 既に一定の事業実績のあるグループ企業の組織再編等により、新会社が設立された場合

③ 役員の中に、電気通信番号使用計画の認定事業者において一定の従事経験がある者がいる場合

が考えられる。

これらの確認方法としては、

① 総務省から直接認定を受けていること：電気通信番号使用計画の認定証（令和7年改正法施行後に認定を受けたもの）の提示を受けること

② 既に一定の事業実績のあるグループ企業の組織再編等により、新会社が設立された場合：親会社等との関係が証明できる有価証券報告書や登記簿謄本等の提示を受けること

③ 役員の中に、電気通信番号使用計画の認定事業者において一定の従事経験がある者がいる場合：当該者が一定の従事経験があると証明する書類（役員であれば過去従事していた企業の登記簿謄本等）の提示を受けること

が考えられる。

これについて、関係事業者等にヒアリングを行ったところ、以下のような意見があった。

<事業者からの意見>

(基準に関する意見)

- 善良な新規参入者の障壁とならないよう配慮が必要。
- 「一定の従事経験」等について、定量的な基準を定めてほしい。
- 「一定の従事経験」について、クラウド電話や CPaaS¹ 事業等の次世代の通信事業への従事についても評価されるようにしてほしい。
- 「役員の中に電気通信番号使用計画の認定事業者において一定の従事経験がある者がいる場合」については、必ずしも役務継続性との関係が深くない。

¹ Communications Platform as a Service

(役員の中に電気通信番号使用計画の認定事業者において一定の従事経験がある者がいる場合の確認方法に関する意見)

- 事業者が発行した職歴を証明する書類や離職票の写し等による確認も有効ではないか。
- 登記簿謄本に記載がない従事経験者が大半を占めると考えられることから、職務経歴書等により確認することになると想定している。
- 過去在籍していた企業での業務内容まで確認することは困難。
- 通常の営業活動で確認しない項目であり、負担増になる。

(その他)

- 営業上の秘密に当たる部分については黒塗りを認めるべき。
- 確認方法として認められる事項／文書等を明確化してほしい。

<構成員からの意見>

- 「役員の中に電気通信番号使用計画の認定事業者において一定の従事経験がある者がいる場合」については、人的リソースの確保という点で一定の意義がある。
- 電気通信番号使用計画の認定事業者において一定の従事経験がある者を役員に据える悪質事業者が出てくるのではないか。

役務の継続性があると認められる基準について、① 総務大臣から直接認定を受けていること及び② 既に一定の事業実績のあるグループ企業の組織再編等により、新会社が設立された場合について、全ての事業者から異論はなかった。

他方で、③ 役員の中に、電気通信番号使用計画の認定事業者において一定の従事経験がある者がいる場合については、人的リソースを確保している点で一定の相関が認められるものの、その確認方法については困難性も指摘された。

また、①から③までの基準以外にも、事業者からは役務の継続性があると認められる基準及びその確認方法について、以下のとおり、複数の追加提案があった。

<事業者からの意見>

- 「株式上場している場合」を役務の継続性があると認められる基準とし、その確認方法として「株式上場していることの確認」を追加してほしい。
- 「一定の資本金を有している場合」を役務の継続性があると認められる基準とし、その確認方法として「事業者が一定の資本金を有していることを証明する書類（登記簿謄本等）の提示を受けること」を追加してほしい。
- 「信用評価機関や格付け機関等の第三者評価」を役務の継続性があると認められる基準とし、その確認方法として「当該第三者評価を確認する方法」を追加してほしい。
- 「国外において一定の事業実績がある者が国内事業に新規参入する場合」を役務の継続性があると認められる基準としてほしい。
- 「社内のコンプライアンスについて、弁護士による顧問、監督を受けていること」を役務の継続性があると認められる基準とし、その確認方法として「社内のコンプライアンスについての顧問弁護士からの書面を確認する方法」を追加してほしい。
- 民間の認証の取得状況や事業者団体等における活動実績、公知の情報や検索サービスの情報等、実態上の活動や取組の確認など、よりリアリティのある事業継続性の確認についても認めてほしい。
- 「資金調達実績」、「特定専門性」、「明確な事業計画」を役務の継続性があると認められる基準としてほしい。
- 「売上金額」や「大企業との契約実績」を役務の継続性があると認められる基準としてほしい。

<構成員からの意見>

- 継続性を判断するための「一定の資本金」について、他業種の企業が電気通信事業に参入する場合等も含め、資本金の適正性の判断が困難ではないか。
- 「信用評価機関や格付け機関等の第三者評価を確認する方法」はある程度有益な方法ではないかと思われるものの、契約内容等によって信用機関から得られる情報が限定されることも考えられる。また、第三者評価を行うためにかかる費用を誰かが負担することになる。
- 国内、国外にかかわらず、事業実績があれば役務継続性があると認められる要件としてよいのではないか。他方で、国外の事業実績については、その確認方法を明確にする必要があるのではないか。
- 海外の事業者の確認について、情報が欠如することがなく、日本の事業者の場合と同様の確認がされるよう、ガイドライン等で明確化すべき。
- 「社内のコンプライアンスについて、弁護士による顧問、監督を受けていること」について、電気通信番号制度は専門的な知見を要する分野であり、全ての弁護士が対応可能な分野ではなく、悪質事業者に弁護士が欺されてしまうリスクもあるのではないか。
- 顧問弁護士からの書面は客観性に欠けるのではないか。また、顧問弁護士自身が悪質事業者と結託するリスクもあるのではないか。
- 事業者団体等における活動実績については、どこまで認めるかの線引きが難しい。また、その細目を決める際の制度負担が大きいので考えにくい。
- 民間の認証の取得については、例えばプライバシーマークなどは、セキュリティ体制について第三者チェックがなされ、継続的な取組がなされていることの証左として一応候補にはなるのではないか。

追加提案のあった主な要件及び確認方法について、以下のとおり考え方を整理した。

要件	考え方
確認方法	
国内の金融商品取引所に株式上場している場合 国内の金融商品取引所に株式上場していることの確認	国内の全ての金融商品取引所における上場の審査基準として、一定期間（少なくとも1年）以上事業継続期間があることを審査基準とし、事業継続期間の確認が行われている。そのため、国内の金融商品取引所に株式上場していることを、事業継続期間の簡易な確認方法と位置付ける方向で検討を進めることが適当。
一定の資本金を有している場合 一定の資本金を有していることを証明する書類（登記簿謄本等）の提示を受けること	株式会社又は合同会社において、企業解散後に資本金を株主又は社員に分配が可能であるため、その多寡に応じて役務継続性の相関があるとは必ずしも言えず、役務の継続性があると認められる基準とすることは不適當。
信用評価機関や格付け機関等の第三者評価で一定の評価が得られた場合	信用評価機関や格付け機関等の第三者評価については、契約内容により得られる情報量等も異なることが想定され、どの機関のどの程度の評価であれば役務の継続性を確認したと認められるか、網羅的に制度に落とし込むことは困難である。

<p>信用評価機関や格付け機関等の第三者評価を確認する方法</p>	<p>また、当該評価は、卸元事業者が取引先の支払い能力や経営状況などを確認し、リスクを管理するために実施されるものである。卸先事業者の役務の継続性の確認方法として位置付けることで、その実施費用が卸先事業者、ひいてはその利用者に転嫁される可能性も否定できず、役務継続性があると認められる基準とすることは不適當。</p>
<p>海外で一定の事業実績がある事業者が日本市場に参入する場合</p> <p>親会社等との関係を確認すること</p>	<p>海外で一定の事業実績が認められる場合には、国内で参入しようとする場合においても、役務の継続性があると見込まれると考えられる。そのため、海外で6ヶ月以上電気通信事業を営んでいる事業者や当該事業者のグループ企業が国内で参入しようとする場合には、それらの事業者の電気通信事業に係る実績について、それらの事業者が電気通信事業を営んでいる国で発行された書面等により、国内企業と同等の内容の確認を厳格に行うことが可能な場合に限り、役務継続性があると認められる基準とする方向で検討を進めることが適當。</p>
<p>社内コンプライアンスについて、弁護士による顧問・監督を受けている場合</p> <p>顧問弁護士からの書面等の提示を受けること</p>	<p>弁護士による法令遵守体制の顧問・監督は、内部手続きの不備改善やリスク管理において重要であるが、その業務内容は法的助言を行う軽微なものや、顧問・監督の対象となる事業が事業全体の一部である場合など、多様な業務が想定され、一律に役務の継続性があると認められる基準とすることは不適當。</p>
<p>民間の認証の取得状況や事業者団体等の確認</p>	<p>民間認証の取得や事業者団体の入会等については、各々審査の体制や適合要件が異なり、その適正性については個別の判断が必要となる。役務の継続性の判断に関しては、民間の認証が、通常、一定の事業実績があることを前提として審査することが想定されており、「電気通信事業その他の事業の</p>

-	<p>継続期間が一定以上であること」の要件に合致しない参入当初の事業者の役務継続性の確認として用いられるには、実効性が低いと考えられる。このため、民間認証の有無や事業者団体への所属について、役務の継続性の認定基準として用いることは困難。</p>
---	--

以上を踏まえ、事業継続期間によらず役務の継続性があると認められる基準としては、

- 令和7年改正法施行後に総務省から直接認定を受けていること
- 既に一定の事業実績のあるグループ企業の組織再編等により、新会社が設立された場合

を規定する方向で検討を進めることが適当である。

また、これらの確認方法については、

- 電気通信番号使用計画の認定証（令和7年改正法施行後に認定を受けたもの）の提示を受けること
- 親会社等との関係が証明できる有価証券報告書や登記簿謄本等の提示を受けることを規定する方向で検討を進めることが適当である。

グループ企業の「一定の事業実績」については、卸先事業者自身の基準と同様に「電気通信事業その他の事業を6ヶ月以上行っていること」とする方向で検討を進めることが適当である。

また、海外で6ヶ月以上電気通信事業を営んでいる事業者や当該事業者のグループ企業が国内で参入しようとする場合には、それらの事業者の電気通信事業に係る実績について、それらの事業者が電気通信事業を営んでいる国で発行された書面等により、国内企業と同等の内容の確認を厳格に行うことが可能な場合に限り、役務の継続性があると認められる基準として認めることが適当である。

このほか、技術を持った者について、新規参入機会を担保する観点から、事業継続期間によらず役務の継続性があると認められる基準として、

- 役員の中に、我が国の電気通信事業法に基づく電気通信番号使用計画の認定事業者において一定の従事経験がある者がいる場合

を規定することとしつつ、他方で、本要件が悪質事業者の隠れみよとならないよう、過去在籍した企業の発行した書類であって具体的な業務内容が確認できる場合のみとする等、厳格な運用をする方向で検討を進めることが適当である。

その他、関係事業者ヒアリングにおいて提案のあった「株式上場していることの確認」については、卸元事業者における確認の負担軽減の観点からも、役務継続期間の簡易な確認方法として認める方向で検討を進めることが適当である。

これらについて、事業者により確認結果に差異が出ないように明確に規定する必要があり、ガイドライン等により、明確化する方向で検討を進めることが適当である。

6. 役務の継続性の確認義務の適用除外となる提供番号数

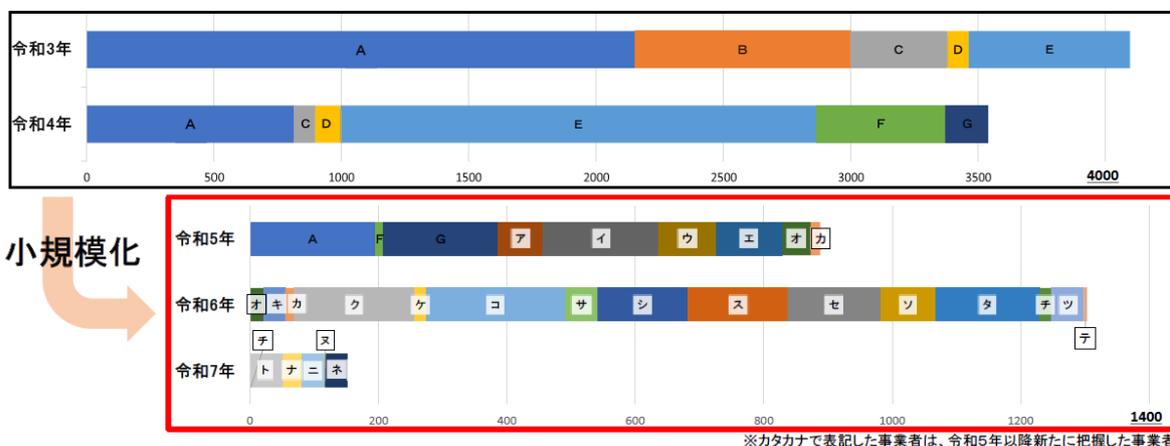
令和7年改正法において、電気通信番号を使用した卸電気通信役務の契約を締結する場合、卸元事業者は、卸先事業者の役務継続性の有無を確認しなければならないこととされた。ただし、卸提供される番号の数が総務省令で定める数以下の場合には、この確認義務の適用除外とすることとされている。

令和6年答申では、犯罪捜査から免れるため短期間で休業状態になるような者を電気通信番号使用計画の認定から排除するため、「卸元事業者が卸先事業者の事業実績を確認し、実績の少ない卸先事業者に対して提供する電気通信番号数を必要最小限に限ることが有効」とされている。また、その制限の数については、「電気通信番号の特殊詐欺への悪用の実態や関係事業者等の意見を踏まえながら、総合的に判断し、総務省において検討を進めていく必要がある」とされ、「その検討においては、例外が多く細かすぎると安定的な運用に支障が生じること、電気通信事業の発展の観点からは新規参入者への過度な規制は行ふべきではないこと、犯罪の手口を踏まえて不断の見直しが必要であることも考慮する必要がある」とされている。

図表8に示した警察庁からの情報提供によると、令和5年以降に把握した悪質事業者の利用停止番号数の中央値は58.5である。このような情報を踏まえ、卸提供される番号の数が50番号以下であれば、卸先事業者の役務継続性の確認義務の適用除外とすることが考えられる。

中には利用停止の措置を受けた番号数が50番号以下のケースもあるが、これはあくまで当該事業者が契約する電話番号のうち利用停止の措置を受けたものの数であり、卸提供される番号数としては、もう少し大きな単位であると推察されるところ、50番号で一定の効果が得られると考えられる。

図表7 利用停止スキームによる利用停止番号数の推移



図表 8 令和5年以降に把握した悪質事業者の利用停止番号数

事業者	利用停止番号数	事業者	利用停止番号数	事業者	利用停止番号数
ア	71	ケ	17	チ	21
イ	179	コ	217	ツ	51
ウ	90	サ	50	テ	3
エ	103	シ	141	ト	50
オ	66	ス	156	ナ	28
カ	33	セ	144	ニ	34
キ	29	ソ	85	ヌ	4
ク	188	タ	162	ネ	33

※ 利用停止番号数は、悪質事業者が契約する電話番号の内、利用停止スキームで利用停止された電話番号数を集計したものである。

これについて、関係事業者等にヒアリングを行ったところ、以下のような意見があった。

<事業者からの意見>

- 提供番号数を 50 番号以下とすることについて賛同。
- その上で、利用可能な電話番号数の上限を設けて卸電気通信役務を提供することは困難なため、提供番号数にかかわらず、全ての卸先事業者に対して役務継続性の確認をした上で役務提供をすることとしたい。また、事業者の判断で提供番号数にかかわらず卸先事業者の役務継続性の確認をすることで、悪用を防ぐことができる。
- 50 番号以下の卸取引は多くの実績がある。トライアル的に事業を開始するケースも多く、このようなケースまで確認義務を課すことは、サービス開発の阻害となるだけでなく、日本の事業者の競争力の相対的な低下に繋がる。また、小規模な電気通信事業を営む事業者の視点も踏まえて判断してほしい。
- 今後の特殊詐欺のトレンドを踏まえて適宜見直しを行うことを要望。

<構成員からの意見>

- 50 番号以下の卸提供が稀なケースであるのであれば、適用除外をなくすか、より少ない数にしてもよいのではないか。
- 新規参入で 50 番号以下の事業者に悪質事業者がいるのではないか。適用除外となる提供番号数以下であっても、ほかに悪質事業者を防げるような方法を検討する必要もあるのではないか。
- 50 番号ずつ複数の卸元事業者から調達するというようなことは起きないのか。
- 一度の提供が 50 番号以下であっても、短期間に少量の番号を複数回に分けて提供する場合等については、確認義務の対象とすべき。

関係事業者等からは、確認義務の適用除外となる提供番号数を 50 番号以下とすることについて、異論はなかった。他方で、構成員からは、50 番号以下での卸提供が稀なケースなのであれば、適用除外をなくすか、より少ない数にしてもよいのではないかとの意見もあった。

この点、比較的規模の大きい番号指定事業者からは 50 番号以下の卸取引が稀である旨の回答があったが、事業者団体からは、中小規模の事業者においては 50 番号以下の卸提供も一定数存在し、50 番号以下の適用除外を求める意見があった。

これらを踏まえると、番号の効率的な使用や不適正な利用の防止の実効性と新規事業者に対する負担も勘案し、確認義務の適用除外となる提供番号数について、50 番号以下と規定する方向で検討を進めることが適当である。この場合、同一の事業者に対して一度の

提供が 50 番号以下であっても、複数回に分けて累計で 50 番号を超える番号数を提供するときには、役務継続性の確認義務の対象となると考えられる。

総務省においては、今後、電話番号を利用する特殊詐欺の態様等を踏まえて、必要に応じて見直しを行うことが適当である。

なお、累計しても 50 番号以下の提供が明らかである場合に、卸先事業者の役務の継続性の見込みを確認し、役務提供の可否を判断することは、特に小規模な試行的提供を目的として参入する新規事業者に対して過度な負担を課すこととなり、一定の電気通信番号数を基準に役務の継続性の確認を適用除外とすることとした立法趣旨に鑑み、適当ではない。この場合には、法律上義務付けられた、卸元事業者による電気通信番号使用計画の認定の有無の確認を通じ、電気通信番号の適正な管理が担保されることとなる。また、電気通信事業法上の役務提供義務²が課されている場合には、正当な理由がなければ、役務提供を拒んではならないとされていることにも留意することが必要である。

7. その他

その他、令和 7 年改正法の内容と整合や規定の明確化を図るため、電気通信番号制度関連の省令・告示等について、必要に応じて見直しすることが考えられる。

例えば、令和 7 年改正法では、電気通信番号を使用した卸電気通信役務の契約を締結・更新する場合には、卸元事業者に対して、卸先事業者が一定の要件に適合することの確認が義務付けられたところ、この取組が適切に講じられることを担保するため、総務省においても卸元事業者・卸先事業者の関係をこれまで以上に把握する必要性が高まっている。令和 6 年答申も踏まえ、電気通信事業報告規則を見直して、みなし認定事業者を含む全ての事業者に対して卸元事業者名の報告を求めることが考えられる。

これについて、関係事業者等にヒアリングを行ったところ、以下のような意見があった。

<事業者からの意見>

- みなし認定事業者を含む全ての事業者から卸元事業者名の報告を求めることについて賛同。
- 事業者にとって過度な負担とならないよう、既存の報告を含めて全体として必要最小限となるよう配慮をお願いしたい。
- 必要に応じて制度の見直しを検討していく必要がある。
- 電気通信番号制度に関する周知の更なる充実をお願いしたい。

<構成員からの意見>

(特になし)

電気通信事業報告規則を見直して、みなし認定事業者を含む全ての事業者に対して卸元事業者名の報告を求めることについて、異論はなかった。

² 公益事業特権に係る認定を受けた事業者としての役務提供義務等

総務省において、令和7年改正法の内容との整合や規定の明確化を図るため、電気通信事業報告規則をはじめ、電気通信番号制度関連の省令・告示等の見直しを検討することが望ましい。

また、総務省においては、電気通信番号制度の見直しの内容について、関係事業者に対して適切に周知することが求められる。

資料編

諮 問 第 1 2 4 1 号
令和 7 年 6 月 17 日

情報通信審議会
会長 遠藤 信博 殿

総務大臣 村上 誠一郎

諮 問 書

下記について、別紙により諮問する。

記

電話番号の犯罪利用対策等に係る電気通信番号制度の在り方

諮問第1241号

電話番号の犯罪利用対策等に係る電気通信番号制度の在り方

1 諮問理由

近年、総務大臣から電気通信番号使用計画の認定を受けた電気通信事業者が、特殊詐欺の幫助犯として逮捕・起訴及び実刑判決に至った事例が増加しており、社会的な問題となっている。

そこで、電気通信番号の犯罪利用に対する抜本的な対策等を検討した「IP網への移行等に向けた電気通信番号制度の在り方」最終答申を踏まえ、以下のとおり、令和7年に電気通信事業法（昭和59年法律第86号）を改正（以下「令和7年法改正」という。）したところである。

- ① 電気通信番号使用計画の認定の欠格事由に詐欺罪等により刑に処せられた者等を追加すること。
- ② 電気通信番号使用計画の認定の基準として申請者の役務継続の見込み等を追加すること。
- ③ 電気通信番号を使用した卸電気通信役務を提供する電気通信事業者に対して、卸先事業者が一定の要件を満たすことの確認義務を課すこと。

令和7年法改正においては、規律の対象となる電気通信番号の種別、電気通信番号を使用した卸電気通信役務を提供する際の確認義務の履行方法等の事項について総務省令で規定することとされており、これらを規定するために必要な事項について検討を行う必要がある。

また、令和7年法改正は電話番号の犯罪利用対策以外の内容も含む広範な制度改正であるため、電気通信番号制度について、令和7年法改正の内容と整合を図るため検討を行う必要がある。

以上により、電話番号の犯罪利用対策等に係る電気通信番号制度の在り方について諮問するものである。

2 答申を希望する事項

電話番号の犯罪利用対策等に係る電気通信番号制度の在り方

3 答申を希望する時期

令和7年11月頃

4 答申が得られた時の行政上の措置

今後の情報通信行政の推進に資する。

電気通信事業政策部会 名簿

(敬称略・五十音順)

	氏名	主要現職
部会長	おかだ ようすけ 岡田 羊祐	成城大学 社会イノベーション学部 教授
部会長代理	おおはし ひろし 大橋 弘	東京大学 副学長／大学院 経済学研究科 教授
委員	あさかわ ひでゆき 浅川 秀之	株式会社日本総合研究所 主席研究員／プリンシパル
委員	あらまき ともこ 荒牧 知子	公認会計士
委員	いしい かおり 石井 夏生利	中央大学 国際情報学部 教授
委員	えさき ひろし 江崎 浩	東京大学 大学院 情報理工学系研究科 教授
委員	たかはし としえ 高橋 利枝	早稲田大学 教授／ケンブリッジ大学「知の未来」研究所 アソシエイト・フェロー
委員	ふじい たけお 藤井 威生	電気通信大学 先端ワイヤレス・コミュニケーション研究センター 教授

電気通信番号政策委員会 名簿

(敬称略・五十音順)

	氏名	主要現職
主査 専門委員	あいだ ひとし 相田 仁	東京大学 特命教授
委員	いしい かおり 石井 夏生利	中央大学 国際情報学部 教授
主査代理 委員	ふじい たけお 藤井 威生	電気通信大学 先端ワイヤレス・コミュニケーション研究センター 教授
専門委員	おおたに かずこ 大谷 和子	株式会社日本総合研究所 執行役員 法務部長
専門委員	かわむら まきこ 河村 真紀子	主婦連合会 会長
専門委員	さるわたり しゅんすけ 猿渡 俊介	大阪大学 大学院 情報科学研究科 准教授
専門委員	もり りょうじ 森 亮二	英知法律事務所 弁護士
専門委員	やいり いくこ 矢入 郁子	上智大学 理工学部 情報理工学科 教授
専門委員	やました はるこ 山下 東子	大東文化大学 経済学部 特任教授

開催状況

	開催日・開催方法	議題等
電気通信事業 政策部会 (第 81 回)	令和 7 年 6 月 17 日 ※Web 会議	・「電話番号の犯罪利用対策等に係る電気通信番号制度の在り方」について 【令和 7 年 6 月 17 日付け諮問第 1241 号】（諮問）
電気通信番号 政策委員会 (第 39 回)	令和 7 年 6 月 30 日 ※Web 会議	・「電話番号の犯罪利用対策等に係る電気通信番号制度の在り方」について ・電話番号の特殊詐欺への利用の実態について ・「電話番号の犯罪利用対策等に係る電気通信番号制度の在り方」論点（案）
電気通信番号 政策委員会 (第 40 回)	令和 7 年 7 月 7 日 ※Web 会議	・関係者ヒアリング
電気通信番号 政策委員会 (第 41 回)	令和 7 年 7 月 18 日 ※Web 会議	・関係者ヒアリング
電気通信番号 政策委員会 (第 42 回)	令和 7 年 9 月 3 日 ※Web 会議	・各論点の取りまとめの方向性
電気通信番号 政策委員会 (第 43 回)	令和 7 年 9 月 12 日 ※Web 会議	・「電話番号の犯罪利用対策等に係る電気通信番号制度の在り方」一次報告書（案）